

うちエコ診断資格試験運営事務局の募集について (公募要領)

平成 26 年 2 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、家庭向けのエコ診断を進めています。このたび、家庭エコ診断推進基盤整備事業（平成 23～25 年度）においてとりまとめた家庭エコ診断制度運営ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、自立的に資格試験運営事務局の運営を行う事業者を募集します。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領、ガイドラインに記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

うちエコ診断資格試験運営事務局 公募要領

1 総則

うちエコ診断資格試験運営事務局（以下、「資格試験事務局」という。）の公募に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 資格試験事務局公募の目的

従来の普及啓発を中心とした施策によって、温暖化に対する意識は向上しているものの、実際の削減行動には十分に結びついておらず、市民の意識の向上を実際の行動に移すためには、各家庭の排出状況に応じた、きめ細やかなアドバイスが求められる。

そこで環境省では、家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を進めるため、各家庭のライフスタイルに応じたきめ細やかな省エネ・省CO₂ アドバイスを行う家庭エコ診断制度を創設するため、平成 23 年度から 3 ヶ年、「家庭エコ診断推進基盤整備事業」を実施し、その成果をガイドラインとして取りまとめ、平成 26 年度から家庭エコ診断制度を開始することとした。

この家庭エコ診断制度において、家庭向けに診断やアドバイス等を行う「うちエコ診断士」及び「うちエコ相談員」の認定に係る資格試験を実施する事務局（資格試験事務局）を設置することとしている。本資格試験事務局を公募・選定の上、適切な事業者が資格試験を円滑に運営することにより、うちエコ診断士等の着実な養成と受験者数の拡大を行い、家庭エコ診断の普及に資することを目的とする。

3 資格試験事務局の実施事項

資格試験事務局の実施事項の内容は下記のとおりとする。（詳細は別添のガイドラインで定める資格試験運営事務局が実施する事項を参照）

- うちエコ診断士・相談員の認定に係る事項
- ・うちエコ診断士・相談員の認定に関する規程の作成
- ・資格試験の実施、診断士・相談員の認定
- ・資格試験受験者の募集
- ・資格試験受験者に対する事前講習等に関する事項
- ・試験問題等の作成
- ・更新研修の実施
- ・うちエコ診断士認定後の継続的な育成に関する事項 等

なお、上記事項の実施はガイドラインで別途記載した制度運営事務局と連携して行うこととする。

制度運営事務局については、平成 26 年度予算要求における「低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業」の中で運営を行う予定であるが、本事業は平成 26 年度予算の成立を前提とし、別途公募を行う。

また、上記事項の実施開始時期については、資格試験事務局に選定された日から開始することとする。実施結果の報告については、実施の各年度の翌年度 4 月末日までに、資格試験等の実施状況・結果、診断士・相談員の認定状況、講習・研修等の実施状況、収支状況を環境省及び制度運営事務局に報告することとする。

4 対象事業者及び資格試験事務局に求められる条件

(1) 資格試験事務局に応募する者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- 一 資格試験を運営するために必要な中立性及び公平性を確実に有している者
- 二 営利を目的としない法人又は任意団体（独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等）であって、次に掲げる要件を全て満たす者
 - イ 公益性の高い運営ができる者であること。
 - ロ 資格試験の運営に関する知見及び理解を有する者であること。
 - ハ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団ではないこと。
 - ホ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属していないこと。
 - ヘ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(2) 資格試験事務局は、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。

制度の目的を理解し、継続して安定的に資格試験の運営に取り組む意思があること。
個人情報等の管理等を的確に遂行するに足るマネジメント能力を有すること。

資格試験運営に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

うちエコ診断の資格試験運営事務局として役割を理解し、迅速に実施体制を構築すること

資格試験の運営方法を理解し、改善等を実施できること

受験者の募集計画等を自ら立案し実施できること

制度運営事務局と連携が取れること

資格試験の運営にあたり、個人情報管理や消費者問題に対応することができること

その他の苦情に対しても、窓口等を設置して、適切に対処できること

制度開始の初年度においては、全国規模の資格試験実施体制を早期に構築し、資格試験を実施できること

資格試験や更新研修等により得られる資金を活用し、自立的運営ができること

5 公募期間

平成 26 年 3 月 3 日（月）から平成 26 年 3 月 19 日（水）17:00

6 説明会の開催

（1）日時

平成 26 年 3 月 6 日（木）17 時～

（2）場所

環境省地球環境局地球温暖化対策課 会議室

（東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 17 階）

7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

（1）受付先

東京都千代田区霞が関 1-4-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課

F A X : 0 3 - 3 5 8 0 - 1 3 8 2

E-mail : chikyu-ondanka@env.go.jp

（2）受付方法

電子メール又は F A X（A 4、様式自由）にて受け付ける。（電話、来訪等による問合せには対応しない。）

（3）受付期間

平成 26 年 3 月 7 日（金）までの平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く）とする。

（4）回答

平成 26 年 3 月 10 日（月）17 時までに、説明会参加者に対して電子メール又は F A X により行う。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

（1）提出書類（別添様式）

企画書（別添 1「企画書作成事項」による）

経費内訳書

資格試験事務局を運営するために必要な経費（収入及び支出。収入については収入手段の内訳と根拠も記載すること）のすべての額（消費税及び地方消費税額

を含む。)を記載した内訳書(3ヶ年分)

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書(法人設立時期の関係で2期分の決算書が存在しない場合は、直近期の試算表及び1期分の決算書などを提出)

(2) 提出期限等

提出期限

平成26年3月19日(水)17:00

企画書等の提出場所

7(1)に同じ

提出部数

(1)の ~ を各10部

提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る(提出期限必着)。

提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「うちエコ診断資格試験運営事務局募集に係る企画書等 在中」と明記すること。提出期限までに提出先に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、うちエコ診断資格試験運営事務局になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

9 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者のうち必要に応じて行う書面審査を通過したのに対して平成26年3月20日(木)17時まで連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、資格試験事務局の運営を行う場合における主たる実施責任者とする。

10 審査の実施

- (1) 審査は、「うちエコ診断資格試験運営事務局公募に係る企画書審査の手順」(別添2)及び「うちエコ診断資格試験運営事務局公募に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、運営事務局として選定する。
- (2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

11 選定までの流れ

資格試験事務局を運営する事業者は、本公募要領に従って選定された団体等に対する通知により確定する。

12 選定の更新及び取り消し

資格試験事務局は3年ごとに更新を行うこととし、更新の度に翌選定期間における業務計画書を提出し、環境省における審査を経て、再度選定することとする。

また、業務内容の不足や経営状況の悪化等が認められた場合には、環境省の指導により改善を促すが、その状況が引き続き変わらない場合や選定された者が正当な理由により選定の取り消しを求めた場合は必要に応じて資格試験事務局の選定を取り消すこととする。